

平成 19 年 6 月 20 日  
独立行政法人 国民生活センター

## 怪しい「出資」の被害が続出！

### －「配当金が支払われない」「出資金が返還されない」－

「毎月 3%の利息がつく」「1 年後には倍になる」など高配当をうたう業者に多額の金銭を出資したものの、「配当金が支払われない」「出資金が返還されない」といった相談が、国民生活センターや全国の消費生活センター等に多く寄せられている。

出資に関する消費者トラブルは、これまでも深刻な被害が発生している。こうした出資は今後、金融商品取引法の対象として消費者保護のルールが適用されることになる<sup>※1</sup>が、「配当金が支払われない」「出資金が返還されない」といったトラブルは過去から同じように繰り返されており、これからも同様の被害が発生すると思われる。また、配当金の支払いが滞ったり、業者が逮捕・倒産等するまで被害は表面化しにくく、このような状態になると出資金が返還される可能性は低い。

そこで、最近の相談事例をもとに被害の現状や傾向をまとめ、根拠もなく高配当をうたう怪しい出資には決して手を出さないよう消費者に呼びかける。

※1：金融商品取引法（本年 9 月に施行予定）では、消費者が金銭を出資し、その金銭をもとに業者が投資・事業を行い、そこから生じる利益を分配する仕組み（集団投資スキーム）に関する権利は、みなし有価証券として規制の対象となる（ただし、出資者の全員が事業に関与しているものなどは除かれる）。これにより、販売・勧誘する場合には、第二種金融商品取引業としての登録が原則必要となり、また、虚偽説明や断定的判断の提供が禁止されるなど、販売勧誘ルールが適用される。

### 1. PIO-NET にみる相談の概要

高配当をうたう業者に金銭を出資したものの「配当金が支払われない」「出資金が返還されない」という相談内容について、国民生活センターが把握している業者に関する相談<sup>※2</sup>は、PIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）には 2000 年度から 2006 年度までに 11,403 件入力されている（2007 年 5 月 31 日までの入力分）。以下に、その概要をまとめた。

※2：掲載データは業者名をもとに集計したため、当該業者が行っている出資以外に関する相談や、同名異業者に関する相談が含まれている可能性がある。

#### （1）相談件数の推移

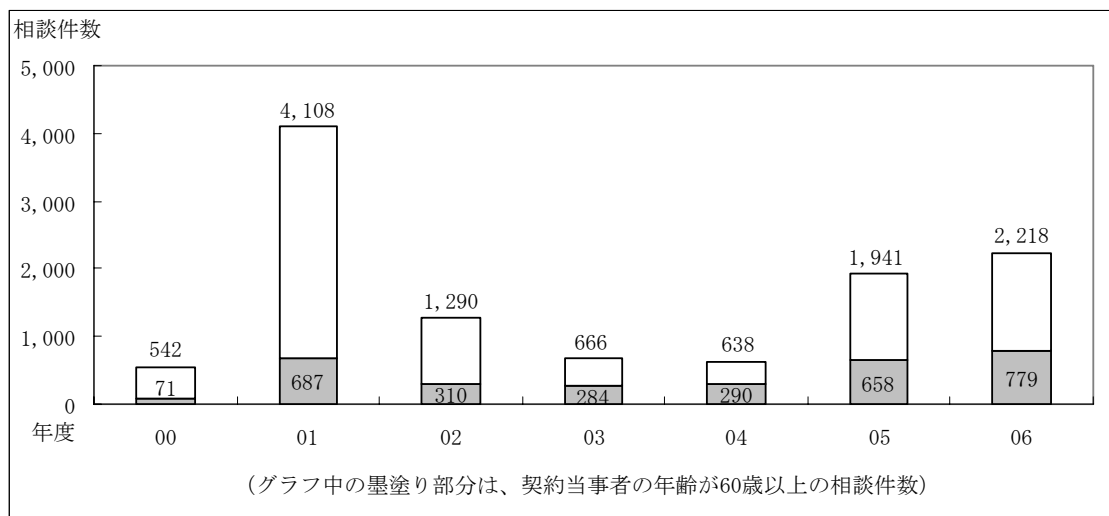
年度別の推移をみると、相談件数は 2001 年度に急増した。これは、高配当をうたって消費者から出資金を集めたものの倒産・解散等した「全国八葉物流」「ジーオーグループ」「アイエエスプロデュース」による被害が発生したためである<sup>※3</sup>。

その後はいったん減少傾向にあったが、2005 年度から 2006 年度にかけては「平成電電」「近未来通信」に関するトラブルが多発したこともあり、相談件数が増加した。（図 1）

※3：参考資料「高配当をうたって勧誘する出資金集めに要注意！」（2003 年 11 月公表）

[http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20031125\\_2.html](http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20031125_2.html)

図1. 「相談件数」および「契約当事者の年齢が60歳以上の相談件数」の推移



### (2) 契約当事者の属性

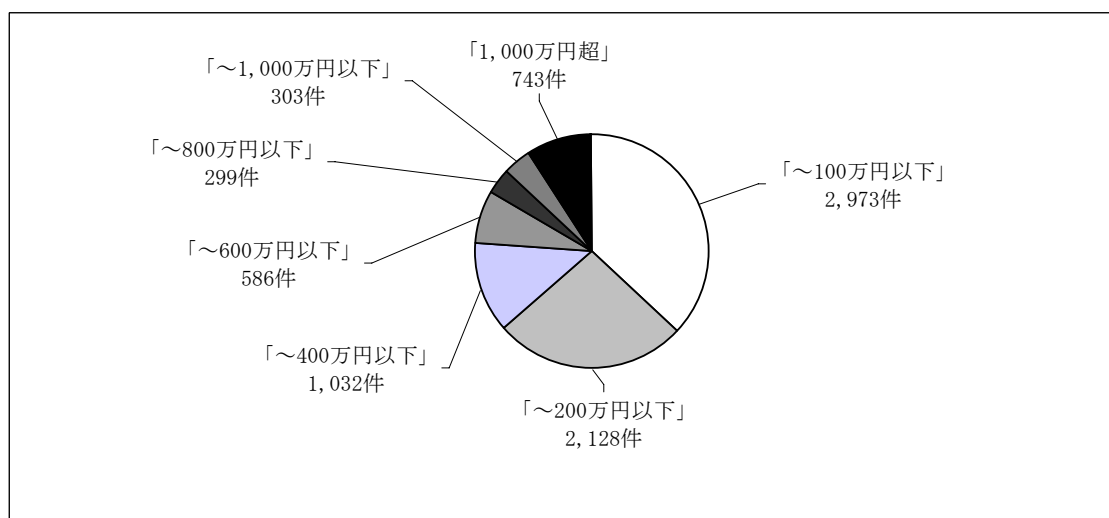
2000年度から2006年度までの相談について、契約当事者を男女別にみると、男性は37.3%、女性は62.7%であった。また、年齢は50歳代が23.5%と最も多く、次いで40歳代が18.5%、60歳代が18.4%であり、中・高齢層のトラブルが目立つ。契約当事者の年齢が60歳以上の相談件数は年々増加傾向にあり、2006年度では、約35%が60歳以上の相談であった(図1)。

### (3) その他

販売購入形態をみると、「マルチ・マルチまがい」が50.7%と約半数あり、以下「通信販売」23.4%、「訪問販売」9.7%、「電話勧誘販売」6.8%と続く。

契約購入金額は、100万円以下が2,973件と最も多かったが、1,000万円を超えるものも743件あった(図2)。なお、契約金額の合計は、この7年間で約300億円にものぼる。

図2. 契約金額の内訳



## 2. 出資に関する消費者トラブルの概要

国民生活センターに寄せられた相談をみると、「全国八葉物流」は健康食品の販売事業、「平成電電」「近未来通信」は通信関連事業など、業者はその時々の中での動きや消費者の関心が高いものを投資対象としている。最近では、インターネット上のコンテンツや電子マネーといったIT分野のほか、経済発展が目覚ましい海外諸国の有価証券や不動産などが投資の対象としてみられる。

勧誘手法としては、「高配当」や「元本保証」をうたう勧誘が目立つが、事業実態のない投資や架空の儲け話<sup>※4</sup>もある。マルチ的な勧誘も依然として多いが、著名人を起用した広告を全国紙等に繰り返し掲載し、消費者から出資を募る業者もみられる。また、消費者を「組合員」「社員」と契約上位置づける業者もあり、この場合、消費者保護等の法令の規制の適用が難しい。

なお、出資に関するトラブルでは、配当金の支払いが滞ったり、業者が逮捕・倒産等してはじめて、一気に被害が表面化する傾向がある。このような状態になると、業者にほとんど資金が残されておらず、消費者に出資金が返還される可能性は低い。

※4：例えば、近未来通信は「IP電話中継局オーナー募集」として消費者から出資を募ったが、総務省が立ち入り検査をした結果、稼働が確認された中継局は2,466台中2台であった。

## 3. 相談事例

消費者から寄せられる相談をみると、「配当金が支払われない」「解約しようとしたができない」「業者と連絡が取れない」などの理由から、「出資金を返還してほしい」という相談が多い。以下、具体的な相談事例を紹介する。

### 【事例1】満期になり返還されるはずの出資金が返還されない

お世話になっている友人夫婦から「毎月3%も利息がつく」「3年間預ければ、出資金は全額返金される」と誘われた。業者の事業内容などはよく分からなかったが、夫婦を信頼していたので、200万円を支払った。数ヵ月後、約束どおりに配当金が支払われたのですっかり信用し、夫婦の勧めもあったので、その後は合計6回、総額1,100万円を追加して支払った。

最近、満期を迎えた出資金について業者に返還を求めたところ、「1年後でないと返せない」と言われた。また、これからの利息は現金ではなく、その業者が発行する通貨で支払われるとのことだった。「満期になれば、出資金は全額返金される」「解約は、申し出ればいつでもできる」「配当金は現金で支払われる」との約束だったのに、一方的に条件が変更され、納得できない。

友人夫婦に相談しようとして何度も連絡したが、連絡が取れない。弁護士に相談したが断られた。夫に内緒で行っていることであり、一刻も早く、少しでもいいから出資金を返してほしい。

(契約当事者：40歳代 女性 家事従事者)

### 【事例2】海外の事業に出資したが、配当金が支払われない

知人に「1匹2円で買い付けた稚魚を養殖し、市場で100円で売るので、絶対に儲かる」

と紹介されて、海外の養殖事業に出資した。「1口10万円で、10日ごとに約5,000円の配当がある」「半年後には元が取れ、1年後には倍になる」とのことで、パンフレットにも「予想現金分配 年100%相当」と大きく書かれていたので信用し、2006年12月に270万円を支払った。

分配金を数回受け取ったが、今年になって業者から「税務署からの指摘を受けたので、分配金の支払方法を変更し、半年後に一括払いする」との手紙が届いた。業者を信用できなくなり、解約しようとしたが、契約書には「本契約は商法による匿名組合契約なので、1年間は解約できない」旨が記載されていた。

業者に問い合わせたところ「あなたは特別に返金する人の枠に入っているから心配ない」と言われたが、本当に大丈夫だろうか。

(契約当事者：50歳代 女性 家事従事者)

### 【事例3】「上場益が期待できる」はずが、いまだに上場されない未公開株への出資

「上場益が期待できる」と、未公開株の購入を勧める電話が自宅に何度も掛かってきた。その度に断っていたが、あまりに執拗だったので、仕方なく資料だけ送ってもらうことにした。

届いた資料を読むと、未公開株の発行会社の事業内容のほか「ジャスダック証券取引所に遅くとも2006年6月に上場する」「譲渡価格は1株60万円だが、上場後は100万円以上になる」などと具体的に記載されていた。業者に確認したところ、同じ説明があったので、信用して2株分120万円を支払ってしまった。

その数日後、今度は別の会社の未公開株を勧められ、「東証マザーズに2006年初春に上場する」「譲渡価格は10株50万円だが、上場初値は150万円以上になる」と資料にもしっかり記載されていたので、100万円を支払い、20株分を購入した。

ところが、もう7月になるのに2社ともいまだに上場しない。業者に問い合わせたところ、「発行会社は、上場に向けて準備している」との説明しかなく、いつ上場するのか具体的な説明はなかった。また、株そのものを買ったと思っていたが、「未公開株に投資する『投資事業有限責任組合』への出資」であることを、そのとき初めて知った。当初の話と違うので騙されたと思い、返金を求めたが、「資金がないので、返金できない」の一点張りである。

(契約当事者：60歳代 男性 無職)

### 【その他の投資対象】

相談事例をみると、

- ・財宝を積んだ沈没船の引き揚げ事業
  - ・競馬の勝ち馬を的中させて資金の運用
  - ・インターネット上のアダルトサイトの映像配信事業
- のほか、フィリピンやインドネシア等の東南アジア諸国や、ロシア、中国、ブラジルなどでの
- ・ホテル、マンションなど不動産の建設・運営
  - ・コーヒー、パイナップルなど農作物の栽培
- などが業者の投資対象としてみられる。また、「オフショア投資」「海外の為替、株式、国債、先物取引、不動産への分散投資」など投資対象が不明な業者も少なくない。

#### 4. 相談事例からみる問題点等

##### (1) 投資の対象・実態が不明

業者が投資する対象としては、国内外の事業のほか、有価証券、不動産などの資産があるが、具体的に「何」に「いくら」投資しているかについて、業者からの説明はほとんどなく、パンフレット等の資料を見ても不明である。投資対象が具体的に示されている場合でも、その事業や資産が実在するのか、業者がそれらに本当に投資しているのかも不明である。

また、過去に消費者被害を多発させ、詐欺容疑での逮捕や破産等をした業者が、今度は別の組織を作って、過去と同じような手口で消費者に出資をさせているケースもみられる。

##### (2) 「高配当」「元本保証」をうたうセールストーク

「銀行に預けるよりも利率が良い」「何をしなくても、お金がどんどん増える」など「高配当」をうたったセールストークが多く見られる。出資してしばらくの間は約束どおりに配当金が支払われることが多いため、業者を信用してさらに出資している消費者もいるが、最終的には配当金額が出資金額に及ばないケースがほとんどである。

パンフレット等に記載されている内容は「こうなったら儲かる」といった不確定な要素が多く、事業の失敗や資産の価格変動などにより元本割れする可能性が非常に高い。しかし、こうしたリスクについては曖昧な説明しかせず、あたかも元本が保証されているかのような印象を消費者に与えている。

##### (3) 信頼・信用を利用したマルチ的勧誘

見ず知らずの営業員に言葉巧みに勧誘されるケースのほか、家族、親戚、友人、知人など親しい人から勧められ、「出資話を信用してしまった」「誘いを断れなかった」というケースが多い。なお、多くの業者が、消費者が家族、友人等を勧誘すればマージンを支払っており、このようなマルチ的勧誘もトラブルの拡大の大きな要因となっている。

また、

- ・全国紙等での広告の掲載
  - ・見栄えの良いパンフレットの配布・ホームページの開設
  - ・広告やパンフレットでの著名人の起用
  - ・有名ホテルや公共施設での説明会の開催
  - ・業者主催のイベントにおいて有名歌手によるコンサートの実施
- など、消費者を信用させるために様々な手段が用いられている。

##### (4) 突然、配当金の支払いが滞る

当初は約束どおりに配当金が支払われていたものの、突然「配当金は〇年後に一括して支払う」など配当条件の変更を一方的に通知された、という相談が多く見られる。また、業者が「配当金は〇年後に一括して支払う」としていても、その保証はない。

##### (5) 解約できない

「申し出ればいつでも解約できる」としている場合でも、突然「出資金は〇年後に返金する」とするなど、配当条件と同様に解約条件でも一方的な変更が行われている。契約書類に「中途解約できない」と記載されていることもあるが、そのことを事前に消費者に認識させてはいない。

また、解約しようとしたところ「資金繰りが苦しく、このままでは倒産してしまう」と追加の出資を求められたり、「騒ぐと倒産してしまう。静かにしておいた方があなたのため」など警察や弁護士、消費生活センター等への相談を妨害する業者もある。

#### (6) 法令の隙間を狙った勧誘

消費者が金銭を出資し「任意組合」「匿名組合」「投資事業有限責任組合」などの組合員となり、その組合が通信事業や養殖事業といった事業に投資する、という契約内容の相談が近年多く見られる。この場合、現在は消費者保護のための規制がなく、業者はこうした法令の隙間を狙って、消費者を勧誘していると思われる<sup>\*1</sup>。

#### (7) 高齢層を狙ったトラブルの増大

最近の傾向として、60歳以上のトラブルが増加している。退職したばかりの消費者が「配当金で生活をしていくつもりで、退職金をすべてつぎ込んだ」というケースや、余裕資金のない年金生活者などにまで出資させているケースも少なくない。

### 5. 消費者へのアドバイス

#### (1) 怪しい出資には、手を出さない

「高配当」や「元本保証」をうたっていても、決して「高配当」や「元本保証」が約束されたものではない。投資したお金が「多少のマイナス」ではなく「ほぼ全損」になることも多いので、決して手を出さないこと。

#### (2) 親しい人からの勧めであっても、きっぱり断ること

家族、親戚、友人、知人など親しい人からの勧めであっても、業者の信用性や出資の内容について、少しでも不明・不安な点があれば、きっぱり断ること。「投資対象は何か（本当に信用できる話か）」「解約条件がどうなっているか（いつでも解約できるか）」などを最低限確認しないと、被害に遭う危険性は高い。

また、全国紙等に広告が掲載されたり、有名ホテルや公共施設での説明会が行われても、それは業者の信用性とは一切関係ない。

#### (3) 最寄りの消費生活センターに相談すること

怪しい出資を勧められたり、「配当金が支払われない」「出資金が返還されない」などのトラブルにあったら、すぐに最寄りの消費生活センターに相談すること。

**【情報提供先】** 金融庁 総務企画局 政策課 金融サービス利用者相談室  
経済産業省 商務情報政策局 消費経済対策課  
警察庁 生活安全局 生活環境課 生活経済対策室

<title>怪しい「出資」の被害が続出！-「配当金が支払われない」「出資金が返還されない」-</title>